

滋賀県消費者基本計画（第 3 次）の策定について

1 趣旨

現在の「滋賀県消費者基本計画」の最終年度が平成 27 年度であること、また、平成 24 年 12 月に施行された消費者教育推進法に対応し、消費者行政を巡る社会経済情勢の変化などを踏まえながら、平成 28 年度からの新たな計画を策定するもの。

2 計画の性格

滋賀県消費生活条例に基づき、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための基本的な計画。また、消費者教育推進法の施行に対応し、消費者教育に関する施策を追加し、同法第 10 条で定める県消費者教育推進計画としても位置付けるもの。

3 経緯

平成 18 年 8 月	滋賀県消費者基本計画（第 1 次）策定
平成 23 年 10 月	滋賀県消費者基本計画（第 2 次）策定
平成 24 年 12 月	消費者教育推進法施行
平成 25 年 6 月	消費者教育の推進に関する基本的な方針閣議決定
平成 26 年 10 月	滋賀県消費生活審議会に消費者教育専門部会を設置
平成 27 年 2 月	滋賀県消費生活審議会に計画策定について諮問

4 計画の期間

平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

5 検討の進め方

滋賀県消費生活審議会での審議を軸に、庁内の消費者行政推進連絡調整会議において各関係課が横断的な連携を図りながら検討を進める。

6 スケジュール（案）

平成 27 年 6～10 月	滋賀県消費生活審議会にて審議
平成 27 年 11 月	滋賀県消費生活審議会 答申
平成 27 年 12 月	県民政策コメントの実施
平成 28 年 3 月	計画策定・公表

適宜、検討状況を常任委員会へ報告

1 滋賀県消費者基本計画（第2次（現行計画））の概要

○計画の性格

滋賀県消費生活条例に基づき、消費者施策に関する基本的な方向や施策推進のために必要な事項を定め、消費者施策の計画的な推進を図るための計画

○計画期間

平成23年度～平成27年度（5か年計画）

○基本理念 ※消費生活条例の理念

県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の相互の信頼を基調とし、消費生活条例に掲げられた消費者の8つの権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的、合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。

○基本的方向

I 消費者の自立のための支援
II 消費者トラブルの防止と救済

III 安全・安心な消費生活の確保
IV 環境に配慮した消費者行動の推進

○現計画期間中の主な取組

I 消費者の自立のための支援

- 重点施策1 消費者教育の推進および情報提供
- 重点施策2 消費者の活動促進
- 重点施策3 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

II 消費者トラブルの防止と救済

- 重点施策4 消費生活相談体制の充実
- 重点施策5 苦情処理と紛争解決
- 重点施策6 救済のための連携

III 安全・安心な消費生活の確保

- 重点施策7 消費者取引の適正化
- 重点施策8 商品・サービスの安全・安心の確保

IV 環境に配慮した消費者行動の推進

- 重点施策9 環境に配慮した消費者行動の推進

2 消費者を取り巻く現状

●社会経済情勢の変化

- 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 高度情報通信社会の進展
- 商品や取引形態の複雑化・多様化
- 食品表示その他「食」の諸問題
- 環境・エネルギー問題

●県における消費生活相談等の状況

- 高齢者の相談件数の増加
- 多い相談内容（デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト等）、インターネット通販、劇場型勧誘）

●消費者行政関連法等の制定・改正

- 消費者教育推進法の制定
- 消費者安全法の改正
- 景品表示法の改正
- 食品表示法の制定

3 今後、取り組むべき課題

- ◆ 安全・安心な消費生活の確保（消費者取引や表示等の適正化 等）
- ◆ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援（体系的・効果的な消費者教育・学習の推進 等）
- ◆ 消費者被害の防止と救済（高齢者等への対応強化、消費生活相談体制の整備・充実 等）
- ◆ 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進

4 滋賀県消費者基本計画（第3次）（素案概要）

○計画の性格：滋賀県消費生活条例に基づき、消費者施策に関する基本的な方向や施策推進のために必要な事項を定め、消費者施策の計画的な推進を図るための計画。加えて、消費者教育推進法に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」にも位置付ける。

○基本理念：県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の相互の信頼を基調とし、消費生活条例に掲げられた消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的、合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。

○基本方針

- I 安全・安心な消費生活の確保
- II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援
- III 消費者被害の防止と救済

消費者の8つの権利

- ①基本的な需要が満たされること
- ②健全な環境が確保されること
- ③安全が確保されること
- ④適正に供給されること
- ⑤選択できること
- ⑥消費者教育を受けられること
- ⑦被害の救済を受けられること
- ⑧意見が反映されること

○消費者施策の展開

